

「令和7年度長野県消費者大学」の受講生を募集します

県では、消費生活に関する基礎的な知識から最新の情報までを、連続講座形式で幅広く、オンライン等で手軽に学ぶことができる「令和7年度長野県消費者大学」を開催します。

自らの「消費者力」をアップして日常生活に活かすとともに、学んだ内容を積極的に地域で発信してみませんか。

1 対象者

18歳以上で長野県内に在住の方

2 受講方法

講義をリアルタイムで配信する「オンライン講座」を4回（8講座）実施します。

さらに、1回（11月29日の2講座）は対面方式（松本合同庁舎）で実施します。

（全10講座・・・1日2講座（10:30～12:00、13:00～14:30）、

講義終了後3週間程度は、受講者にオンデマンド配信を行います。）

受講日	テーマ
令和7年10月18日（土）	【必修科目】消費者問題の基礎知識、消費者を守る法律
11月1日（土）	消費者を取り巻く諸問題①、②（悪質商法、デジタル社会）
11月15日（土）	持続可能な社会の形成に向けて（環境問題） 消費者を取り巻く諸問題③（多重債務問題）
【対面方式】11月29日（土）	人生100年時代①、②（消費生活問題（中高年齢者、若年者））
12月13日（土）	消費者を取り巻く諸問題④（食品表示）、長野県版エシカル消費

3 受講料

無料（通信料及び会場までの交通費は各自ご負担いただきます。）

4 募集期間

令和7年9月5日（金）から受付（100名になり次第締切）

5 申込方法

グーグルフォーム（申込みフォーム）からお申し込みください。

<https://forms.gle/6yNPsNxvVMjbTQcA>

【グーグルフォーム】



6 その他

・詳しくは、別添のチラシをご覧ください。

・受講された方（原則、修了証の交付を受けた方に限る。）で、県の消費生活サポーターとして活動いただける方には、消費生活サポーター※としての認定をさせていただきます。

（※消費生活サポーターとは、消費生活に関するリーダーとして、地域、職場、学校等で啓発活動等をボランティアで行っていただく皆さまです。）

相手を確認してから電話にしましょう！



☑在宅中でも留守番電話設定

☑迷惑電話防止機能付き電話機、録音・警告メッセージ機能付き対策機器の活用

☑ナンバーディスプレイ・着信拒否設定の利用

（問合せ先）

担当 県民文化部くらし安全・消費生活課
企画指導係 宮坂

電話 026-235-7151（直通）

026-232-0111（代表）内線 2845

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

（問合せ先）

担当 消費生活センター 宮崎

電話：0263-87-7270（直通）

E-mail c-shohi@pref.nagano.lg.jp